

平成29年度機構・定員について（主要事項）

平成28年12月22日

1. 組織改正

①企画官の新設（文化庁）

京都に先行移転する文化庁の組織（地域文化創生本部（仮称））の総括及び文化庁の新たな政策ニーズに対応した機能強化を図るための体制整備

②参事官、企画官（2）の時限延長（研究開発局）

原子力損害賠償の適切な実施体制の時限延長

等

2. 定員

（1）平成29年度における増員数と減員数

○増員数 24人（うち4人は時限付き定員）

○減員数 ▲23人（参考：平成29年度末定員2,116人）

（2）主な内容

①教育再生の実行

- ・全国学力・学習状況調査の対象教科の追加に伴う増（国立教育政策研究所）
- ・がん教育推進の体制整備に伴う増（初等中等教育局）
- ・小学校英語の教科化に対応するための教科書検定体制の整備に伴う増（初等中等教育局）
- ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に係る事務体制の整備に伴う増（高等教育局）
- ・給付型奨学金制度等の実施体制の整備に伴う増（高等教育局）
- ・指定国立大学法人制度に伴う事務体制の整備に係る増（高等教育局）

②科学技術イノベーションに適した環境創出

- ・将来の重要課題や研究技術領域を先取りするための科学技術インテリジェンス機能強化に向けた体制の整備に伴う増（科学技術・学術政策局）
- ・次世代の遺伝的改変研究に関する生命倫理・安全対策の推進に必要な実施体制の整備に伴う増（研究振興局）
- ・オープンサイエンスの戦略的推進に向けた体制整備に伴う増（研究振興局）
- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構の世界最高水準の研究成果の創出に必要な体制整備に伴う増（研究振興局）

③文化芸術立国の実現

- ・地域の文化芸術振興施策の推進強化に伴う増（文化庁）
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」等による観光先進国に向けた施策推進に対応するための体制整備に伴う増（文化庁）

※いずれも地域文化創生本部（仮称）の設置に伴う体制整備

④復興・防災の推進

- ・原子力損害賠償の適切な実施体制の時限延長（研究開発局）
- ・熊本地震災害復旧の重点的対応に伴う増（文化庁）

等